

(公 印 省 略)
道 路 第 229 号
令和7年6月25日

公益事業者等関係者各位

福岡市長 高 島 宗 一 郎
(道路下水道局管理部路政課)

「路面復旧事務費等単価」の改定について (通知)

初夏の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、本市道路行政の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、道路占用を伴う路面の復旧工事を施行する際に徴収する路面復旧事務費の算出根拠について、改定し、施行することとしましたので通知します。

記

1 送付資料

- ・路面復旧事務費等算出基準（令和7年6月20日改定）

2 施行日

令和7年7月1日

問い合わせ先
福岡市道路下水道局管理部路政課
管理係 担当 綾部
電話 092-711-4458
FAX 092-733-5591
Email rosei.RSB@city.fukuoka.lg.jp

路面復旧事務費等算出基準

1 通 則

- (1) 福岡市道路占用規則（昭和 31 年福岡市規則第 31 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、路面復旧事務費及び路面復旧費（以下「路面復旧事務費等」という。）の算出に係る基準を次のように定める。
- (2) 路面復旧事務費等の額は、次項により算出した路面復旧面積（以下「復旧面積」という。）に、別表の路面復旧事務費等単価を乗じて得た額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、道路管理システムにより届出がなされた路面復旧工事に係る復旧面積については、同システム運用における定めによるものとする。

2 復旧面積

路面復旧事務費等を算定する基礎となる復旧面積は、次の各号によるものとする。

(1) 復旧面積の単位

復旧面積の単位は平方メートルとし、舗装種別ごとに小数点以下第 2 位を四捨五入するものとする。

1 件の申請で、同じ舗装種別が複数箇所ある場合は、種別ごとの合計値について小数点以下第 2 位を四捨五入する。

(2) 舗装道の復旧面積

舗装道の復旧面積は、掘さく幅及び掘さく延長の両側に、当該掘さく部分の舗装の厚さ（表層から路盤までの距離をいう。以下同じ。ただし、舗装の厚さが 0.3 メートル未満の場合は、0.3 メートルとする。）を加えた幅（以下「復旧幅」という。）及び延長（以下「復旧延長」という。）により算出した面積とする。

ただし、影響部分（復旧面積に係る部分から掘さく部分を除いた部分をいう。以下同じ。）の端から舗装の絶縁線（舗装端、異種舗装等をいう。）までの距離が 0.5 メートル以下の場合は、当該部分まで復旧しなければならない。この場合、当該部分の面積については、路面復旧事務費は徴収しない。

○復旧面積算出式

復旧面積＝（掘さく幅＋舗装の厚さ×2）×（掘さく延長＋舗装の厚さ×2）

- (3) 砂利道の復旧面積は、掘さく面積の 1.2 倍とする。

図-1

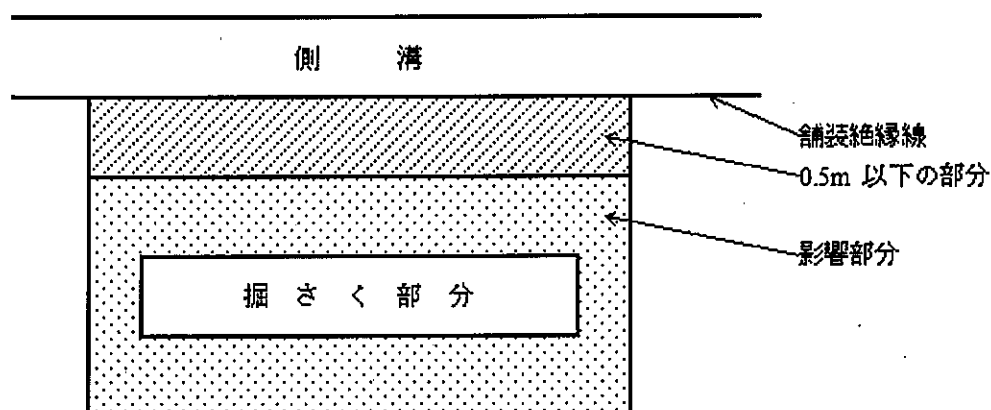
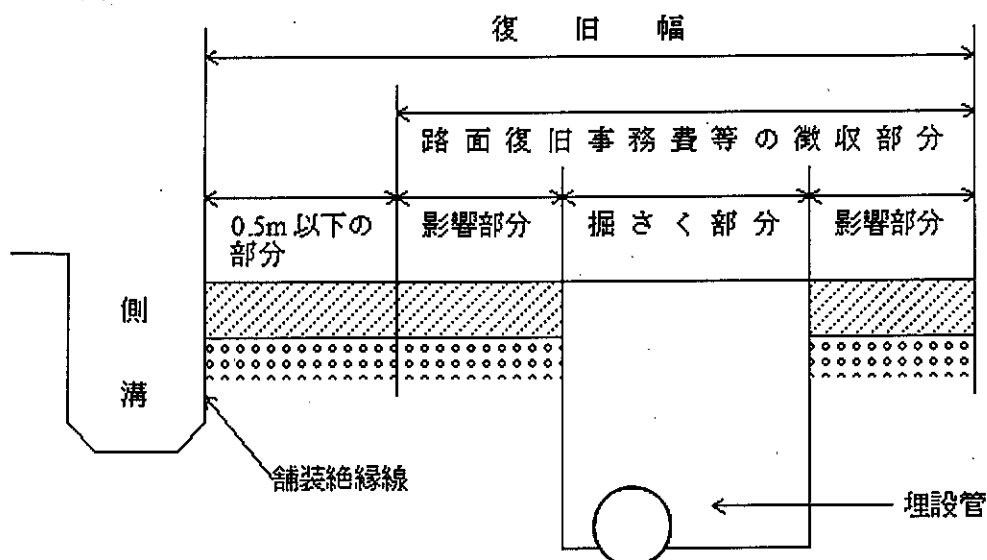


図-2



- (4) 第2号の規定にかかわらず、水道、下水道及びガス等の各戸引込管埋設工事（路面縦断の場合を除く。）における掘さく及び1箇所当たり3平方メートル以下の掘さくに係る復旧面積は、掘さく幅（1箇所において掘さく幅が異なる場合は、その最大掘さく幅を基準とした幅。）及び掘さく延長の両側に0.15メートルを加えた復旧幅及び復旧延長により算出した面積とする。

○復旧面積算出式

$$\text{復旧面積} = (\text{最大掘さく幅} + 0.15\text{m} \times 2) \times (\text{掘さく延長} + 0.15\text{m} \times 2)$$

(注1) 側溝の下の掘さく部分は復旧面積には加えない。

(注2) 柵を残して取付管だけを扱う場合、舗装影響部分は管の接続部から15cmまでとする。（図-5）

図-3

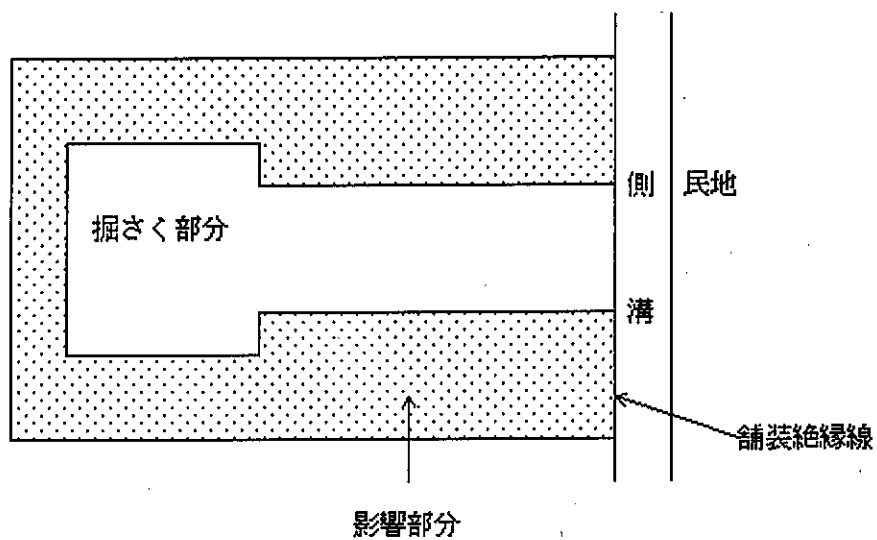


図-4

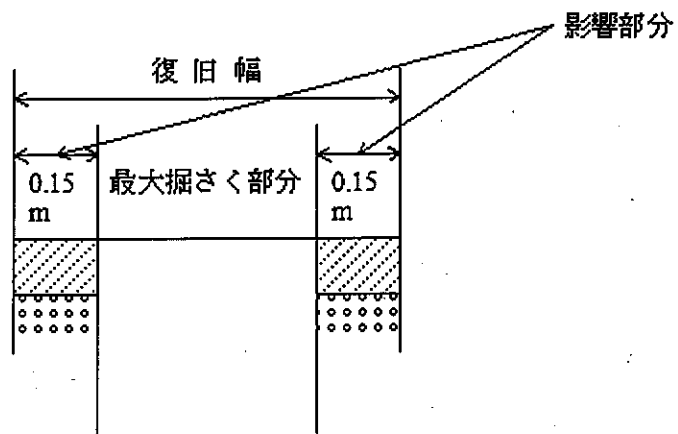
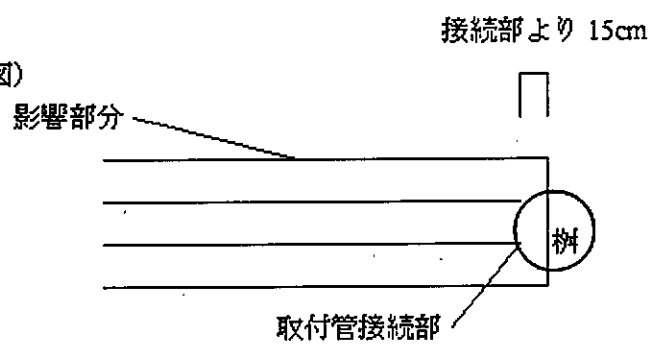


図-5
(平面図)



(5) 復旧範囲の別途指示

前各号に規定する面積で、当該道路の機能を掘さく前の道路の機能と同等にすることが困難と道路管理者が認める場合は、必要な範囲について復旧幅又は復旧延長を指示するものとする。

特に、掘さく禁止路線及び掘さく抑制路線においては「掘さく規制図取扱要領」等に基づき別途指示するものとする。

3 路面復旧事務費等に関する特記事項

(1) 次に掲げる路面復旧工事については、路面復旧事務費等を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの

イ 道路管理者が行う道路に関する工事に伴う支障移転工事に係るもの（ただし道路管理システムに係るものは除く。）

ウ 柱類の建植工事に係るもの（ただし道路管理システムに係るものは除く。）

エ 復旧面積が1箇所につき1平方メートル未満のもの（占有物件が路面又は地上に直接出る場合は、その部分を除いた面積を復旧面積とする。ただし道路管理システムに係るものは除く。）

(2) 特殊な箇所等の路面復旧事務費等の額

別表に表示がない種別等による道路及び特殊な箇所の掘さくに係る路面復旧事務費等の額は、それぞれ路面復旧工事の監督に要する費用の額または路面復旧工事に要する費用の額とする。

(3) 夜間工事の場合の路面復旧事務費等の額

夜間に路面復旧工事を施工する必要がある場合の路面復旧事務費等は、別表により算出される額に、当該額の25パーセントに相当する額を加算して得た額とする。

ただし、路面復旧事務費等について道路管理者が加算する必要があると認めた場合はこの限りではない。

4 その他

(1) コンクリートの強度

「曲げ強度 4.5N/mm^2 」とは、コンクリートの曲げ強度試験において、最大曲げ応力（引張応力）が 4.5N/mm^2 以上となるコンクリートである。

「 $\sigma_{28}=18\text{N/mm}^2$ 」とは、28日呼び強度が 18N/mm^2 以上となるコンクリートである。

附 則

1 この基準及び別表は、令和7年7月1日から施行する。

2 改正後の基準及び別表の規定は、令和7年7月1日以降に道路占用許可を受けた路面復旧工事について適用し、同日前に道路占用許可を受けたものについては、なお従前の例による。

別表

令和7年7月1日施行

路面復旧事務費等単価表（1㎡当り）		
種 別	工 種	路面復旧事務費 単価（円）
砂利道	仕上厚 15 cm	120
セメント系舗装道A	路盤 15 cm	1,020
	表層 15 cm	
セメント系舗装道B	路盤 20 cm	1,480
	表層 25 cm	
アスファルト系 舗装道A	路盤 10 cm	270
	表層 5 cm	
アスファルト系 舗装道B	下層路盤 14 cm	500
	上層路盤 10 cm	
	基層 5 cm	
	表層 5 cm	
アスファルト系 舗装道C	下層路盤 18 cm	700
	上層路盤 10 cm	
	基層 5 cm	
	中間層 5 cm	
	表層 5 cm	
アスファルト系 舗装道D	下層路盤 19 cm	910
	上層路盤 15 cm	
	基層 5 cm	
	中間層 5 cm	
	中間層 5 cm	
	表層 5 cm	
歩道コンクリート ブロック舗装道	路盤 10 cm	410
	砂層 6 cm	
	表層 ブロック	
歩道ロッキング ブロック舗装道	路盤 10 cm	310
	砂層 3 cm	
	表層 ロッキングブロック	
歩道タイルブロック 舗装道	路盤 10 cm	3,000
	基礎コンクリート 10 cm	
	敷モルタル 3 cm	
	表層 タイル	
歩道アスファルト系 舗装道	路盤 10 cm	300
	表層 4 cm	